

在日韓國人の本国投資に關する件

35	35
11	10
14	31

秘密指定解除  
公文書監理室

6巻  
の補足説明

極秘  
まで

11月  
NOVEMBER  
10  
木曜  
Thursday  
日9月22日

1960

12月						
S	M	T	W	T	F	
				1	2	
4	5	6	7	8	9	
11	12	13	14	15	16	
18	19	20	21	22	23	
25	26	27	28	29	30	

アジア局長 宇山  
宇山参事官  
北東アジア課

韓国向け無償貸輸出の件  
(局長指示事項への補足説明)

35  
北東アジア課

[キ-]

10日夕刻、前日北東アジア課長(宇山参事官同行)

は通商省に通商局吉田輸出課長と訪問、最近の

日韓合談の進捗状況を説明された。輸出(日)

に在日韓国人の資本導入の促進があり、これに関連

し、在日韓国人の機械設備等の無償貸輸出による

の貸付金控除等の場合、通商省事務官より

の件が、(輸出)の件、  
の件が、(輸出)の件、

3. 右田課長の次のような説明が述べられた。

1. 従来、韓国からの輸入品は、無償で輸出される。 <sup>2)</sup> 救恤品の送付は、浮荷  
の発生を抑制する。 ~~救恤品の送付は、浮荷~~

月々の認識は、~~は~~ 異なる。 <sup>実際と</sup> <sup>(大抵)</sup> 韓国

口は、~~は~~ 異なる。 <sup>間</sup> <sup>選</sup> 韓国からの日本産品は、

韓国産品は、~~は~~ 異なる。 <sup>間</sup> <sup>選</sup> 韓国からの日本産品は、

輸出を促進する。 <sup>経験</sup> <sup>は</sup> 異なる。 <sup>は</sup> 異なる。 <sup>は</sup> 異なる。

輸出を促進する。 <sup>無償で輸出申請</sup> <sup>は</sup> 異なる。 <sup>は</sup> 異なる。

輸出を促進する。 <sup>原則</sup> <sup>は</sup> 異なる。 <sup>は</sup> 異なる。

輸出を促進する。 <sup>原則</sup> <sup>は</sup> 異なる。 <sup>は</sup> 異なる。

輸出を促進する。 <sup>原則</sup> <sup>は</sup> 異なる。 <sup>は</sup> 異なる。

輸出を促進する。 <sup>原則</sup> <sup>は</sup> 異なる。 <sup>は</sup> 異なる。

柳春香は、このように述べた。

原不 韓口、引揚々之者、北野博遺者に於ては、

博野遺者、韓口に於て、引揚々之者、北野博遺者に於ては、

引揚々之者、北野博遺者に於ては、

ニ水に關連シ、

2. 吉田 謙吉の、日韓會談に於て、~~この問題に於~~

て、一般的取極を行つたこと、一筆、~~この問題に於~~

て、この問題に於て、~~この問題に於~~

て、この問題に於て、~~この問題に於~~

て、この問題に於て、~~この問題に於~~ 問題は一般的取極を作つたこと <sup>とある</sup> ~~この問題に於~~

に於て、韓口に於て、~~この問題に於~~

(現象に)

が、この表に

\* 本口に於て、引揚々之者、北野博遺者に於ては、~~この問題に於~~ 頭から承認を水に於て、~~この問題に於~~ 且、申請に於て、~~この問題に於~~ 且、申請に於て、~~この問題に於~~ 且、申請に於て、~~この問題に於~~

この問題に於て、~~この問題に於~~

この問題に於て、~~この問題に於~~

承り、~~この問題に於~~ <sup>外務省</sup> 重水に於ては、

二、本行の吉田課長は、理合上も、実務上の取扱に

て、韓日人の交渉に際しては、韓日間の交渉に際しては、<sup>(加)</sup>

この許可に際しては、<sup>(加)</sup> 右の如きもの

附  
録

に付、この可能性に多し。指管事業の目的は、僅か

なり。この確率<sup>(保証)</sup>は、~~高~~ 高に考慮の余地がある。

信憑性の高

さのため、事業計画、貸付金元金、利息の本<sup>(額)</sup>の造

成得証等、同邦韓日政府の<sup>(保証)</sup> ~~保証~~ 指管に

(25%)

り、この場合、老齢、生活、経費、返済方法等、貸付金は

業、概算、最上、事務報告、~~考~~ 計画、<sup>(考)</sup> 貸付金等、

同邦説明資料を整備して申請し、<sup>(考)</sup> 韓日間の交渉に際しては、

韓日間の交渉に際しては、<sup>(考)</sup> 同邦に在りて、申請の要するに

(本行の保証)

は、<sup>(考)</sup> 韓日間の交渉に際しては、~~保証~~ 韓日間の交渉に



11. その他韓国側では日本側からの無為替輸出に対し、  
無為替輸入承認を行わぬことが多く、投資の場合にはこれを  
おこなうのが困難。その事前保証を得たい。また、韓国の  
このおりにして1.2の7-2を採り上げてみるに、これを

具体的に

7-2の7-2として11.8の条件を重視して4412と、3=

取

22. 一般的に韓国側が良くなることは多い。要するに

と

7-2が7-2で審査して45-100通過するところまで  
である。

商品課税の

3. 最終に、日本側の法令上の許可基準（外口管理管

2. 課税の条件

理をうけてる）●定率20%以下。要するに段下しの税下  
果実とついで同様に課税するし、その前提となること

7)

3.570%、韓国側は10%以下と決まるとはならない

課税の

場合、税率と定率の両方とも20%以下に決まるとは  
ならない

課

一般に、韓国側は、一般的

正式  
外  
入  
身  
分  
の  
課  
税  
に  
関  
し  
て  
の  
考  
察  
等

台原則は、その主たる目的、韓国国債の購入、右の韓国債の

転送性、曰韓国債の特殊性 <sup>かき見</sup> ~~の~~ 利益の

違法性の比較検討 <sup>が</sup> にも期待してはならない。従って許すの

標準は、この二つ <sup>は</sup> ~~の~~ 考慮されるべきである、と答えた。

[答二]

大蔵省の答。

行方、条件及び理物による投資の金額の運用資金と

して外貨資金と移場合の大蔵省の取扱い振、等による

所、~~は~~ なる。 ~~大蔵省~~ 為替の投資課 天銀を移すより、

外貨資金の運用の論、理物投資の場合の投資自体

<sup>も</sup> ~~は~~、それが大蔵省の取扱いによること、<sup>は</sup> 既に、身附があるし

この見解を、この次のように説明した。

1. 具体的に、2-2 の 1. 2 振りに上り、2. 2 を見ると、

(註) この夏 吉田理財局長の述べらるべきと  
際取は差が有るが、結局理財局長と為替局長の  
立場の違ひは、そのと認めらる。 (別添字山吉田)

金銭の交換

7-2 として爾後の案件を処理するとして、

18. 投資をしない。 7-2 からの申請書等を

根拠の 7-2 からの申請書は、この自由で

7-2. 5-17 の例から、これを積極的に

2 又 6-1-11. 具体的に申請の内容は計画の

論は、この 7-2 の結論は、この 7-2 の

(これは、原則論として)

7-2 の 7-2 の 7-2 の 7-2 の 7-2 の

極大 7-2 の 7-2 の 7-2 の

7-2 の 7-2 の 7-2 の 7-2 の 7-2 の

7-2 の 7-2 の 7-2 の 7-2 の 7-2 の  
(経済協力部)

7-2 の 7-2 の 7-2 の 7-2 の 7-2 の

7-2 の 7-2 の 7-2 の 7-2 の 7-2 の

7-2 の 7-2 の 7-2 の 7-2 の 7-2 の



「有罪」

2. 以上の報告を保護する法律上の具体的な保証等

がとるべきものであることを論じている。  
と述べている。

2. 韓国への投資の地理的・社会的特殊性

が、元々新設の工場を建て、設備を整える

通産省吉田課長の口吻

である。下敷布の製造

の工場を建設する。資本の移動を妨げる

というのを管理に用いた設備の建設に

する。投資の結果が不確実なため、その

利益を得ようとする見地から企業以外には投資

の目的が、投資資金の運用、無償輸出等

建前である

が、この点を説明している。

と述べている。

3. 外債の償還の許可基準

上(中)の「」の場合に限る高の算符が加えられた。これは

これは現在「」の算符が「」に「」の「」算符が加えられた

の算符は「」の「」算符。高算符「」の「」算符が加えられた

これは「」の「」算符。高算符「」の「」算符が加えられた

これは「」の「」算符。高算符「」の「」算符が加えられた

これは「」の「」算符。高算符「」の「」算符が加えられた

これは「」の「」算符。高算符「」の「」算符が加えられた

これは「」の「」算符。高算符「」の「」算符が加えられた

これは「」の「」算符。高算符「」の「」算符が加えられた

極秘  
未

アジア局長

宇山参事官

北東アジア課

在日韓国人の本国投資に関する件  
(局長指示事項等)

昭 35. 10. 31

北東アジア課

韓国に在る投資は、他、海外諸地域に在る

投資と同様「外貨為替及外貨貿易管理法」

に始りて在る旨の貿易管理に関する一連の諸法

規に基きて規制される。これらの諸法規<sup>に</sup>は投

資を行ふ者<sup>の</sup>国籍の如何による制限は行<sup>は</sup>れ

(セム)

ない。単に居住者と非居住者とを区別して

いるのみであるから、投資を行ふ者が韓国人

● 2-533に日本人が支了りし。● 1875年米国人が支

了りし。その手續に變化はなし。従つて、次に述べるに

ては一般の海外投資に關する手續と何ら差はない

ものである。

海外投資と關する初められた法規及申請の手續は

投資の態様によつて異なるのである。これをその態様別

に説明すれば次に通りである。

● 田、韓口に對する投資は從來一度も行われ

ていないのである。

(註) 關する法規の畧稱

外匯法 外口管理及外口貿易管理法

外爲令 外口管理令

輸出令 輸出貿易管理令

外務省令 外口証券の管理に關する省令

証券不動產省令 外口証券、在外不動産等の管理に

關する省令

輸出規則 輸出貿易管理規則

貿易規則 貿易關係管理規則

### 第一. 投資の態樣別手續

#### 1. 株式等証券の取得

これは

~~海外投資~~ 韓口<sup>の</sup>会社の株式等<sup>の</sup>取得<sup>の手</sup>續

取得方法として、海外投資の最も普通の方法

である。株式取得の方法は現金出資による、現

物出資による、また取得した株式は新株

である。旧株である場合は、その証券は証券

に付属する。(株式以外の証券取得の場合

はこれに準ずる)

(1) 現金出資による株式を取得する場合

イ. 新株を取得する場合

外資法第35条、外資令第14条及び外資有

令第17条の規定に従って、所定の株式による「証

書」の応募許可申請書」を日本銀行を由、大蔵

省（存貯局投資課等以下同じ）に提出する。

ロ. 旧株を取得する場合

外資法第32条、証券不動産有令第1条の規定

に従って、所定の株式による「証券の移轉許可

申請書」を日本銀行を由、大蔵省に提出する。

(2) 株式設備等、現物出資による株式を取得

する場合



1. 新標を取得する場合

この場合には前掲(1)のイ.と同様「証券の発給許可申請書」を提出するときは、外務法第48

条輸出令第1条及び輸出規則第1条の規定は、

所定の様式による

従って「輸出承認申請書」を通関手(通関

輸出課)に提出する。

2. 旧標を取得する場合

この場合には前掲(1)のロ.と同様「証券の発給

許可申請書」を提出するときは、外務法第48

条輸出令第1条及び輸出規則第1条の規定は、

従って所定の様式による「輸出承認申請書」を

通関手に提出する。

(3) 2-134. 証券法 Ⅲ (韓国人民に投資を許すこと)

証券所有権又は <sup>Know-how</sup> ~~証券~~ の提供出資による株式

取得の場合には 新株と旧株 <sup>の場合</sup> により 定められる

前提、「証券の発行許可申請書」又は「証券の移

轉許可申請書」並びに <sup>この申請書に</sup> 在外の場合に於ける法律第42

条、外国令第17条及び貿易規則第6条の規定に

基づき「証券証券許可申請書」を提出する。

(註) 上記各申請書には、当該証券及び株式の募集

費の償還供了の保証書並びに当該証券の

発行、投資家への資金提供 (出資者負担金額) の

詳細な説明書及び同様の利益の配分書、相互予想

書の詳細を説明し、事業計画書と添付する

必要がある (例: ①「計画書」の作成と通関手等情報

→ 課に提出、その<sup>説明</sup> ~~説明~~を取付けるとともに必要

である)

## 2. 貸付金投資

(これは)

海外投資と貸付金投資の方法により行う場合で

その方法が外貨送金によるか、株式・債券<sup>等</sup>の譲渡に

よるか、譲受権、工業所有権、~~株式~~の提供に  
(know-how)

よるかによる。それぞれ異なる申請手続が必要と

る。

(1) 外貨送金による貸付金投資は、その回収と現金

による場合。

外資法第30条、外資令第13条より外資有価証券

16条の規定に従って、所定の様式による「債権の発生

許可申請書」を日本銀行または大蔵省に提出する。

(2) 外債還金による貸付金投資のその回収と処理

又は貸付金への返済に付する場合

外資法第30条、外資令第13条及び貿易規則第

5条の規定に従って、所定の様式による「債権発生

等許可申請書」を外口貿易銀行または通商省

(通商省貿易金融課)に提出する。

(3) 機械設備の海外輸出に於ける貸付金投資

する場合。

外資法第48条、輸出令第1条及び輸出規則

第1条の規定に従って、所定の様式による「輸出承

(通商手続書)

認申請書、已通告者に提出す。日本通商大

臣は此の承認に基ては大阪大蔵大臣の同意を得る

に必要とす。

(4) 欲得権(朝日人から之を認めしむる)工業所有

権又知(known-how)の提供により貸付金投給に

行はる場合

この場合には貸付金債権登記に必要とする申請は

必要とし、その契約に基ては別區許可

申請(1.の(3)條参照)を必要とする。

(註) 上記各申請には関係株主の審査の便に

供すべし、契約書(21章)と証券取得の場合

と同様の事業計画書と貸付手続必要なり。(通

産有整備協力課に於ての専断権の行使に關するに關して

証書取<sup>得</sup>の場合(同條24条)

### 3. 技術援助の提供

ニ<sup>ハ</sup>技術援助に關する義務提供契約締結に際し、契

約の相手方が、相當の対価を支給しないときは、<sup>また</sup>技術

の提供に關係する権利、滞在費等の支給と居住費

の支給を怠る場合は、援助し得ないとする技術援助

条の範疇、工業所有権の場合には、外務省令第42条

外務省令第17条、第21条及び「貿易振興法」第6条の規定に基

いて所定の格式による「技術援助許可申請書」を

外務省銀行局を通じて(外務省金融課)に提出

す。



子行程序の四角の Crow-row 等上記以外の場合

は外務省令第2条 外務令第17条、第1条、及び外務省令

第19条 の規定に従って、所定の格式により「証券」の

契約及び証券の発行の許可申請書、を別に外務省記

行の蔵書（存貯の投資簿、及び管理簿）に提出する。

#### 4. 不動産取得

（41）

第1条の2の2 不動産を取得し、その場合、証券取得等

の旨により（2）の2の2、外務省令第36条、及び証券不

動省令第4条 の規定に従って、所定の格式により「不動産、

取得許可申請書、を別に外務省蔵書に提出する。

但し、證券に基く場合、証券指節の2の2の2の2の2の2

取得の場合、証券の2の2の2の2の2の2の2の2の2の2

5. 長期信用供与

上記各態様への投資は、長期信用供与を例外

投資と同様の効果を得得る場合である。政府や政

府機関等の投資は、任意の金額を自由に借り得る。こ

こは輸出業者が銀行から自己の負担による。

政府や政府機関等の金融に得る、韓国の輸出

業者は政府機関等のための輸出資金の提供を

に認められた。このうち「5」は（普通船籍の船

一丁以上を有する）輸出に必要とする外資の48%

輸出資金は、その輸出現財の1割の限度に従って、前述の

種別への「輸出保証書」を連帯責任として提出する。

(通商局輸出課)

また、従来認められていた輸出には 0.5%の資金、7%以内

「...」の限度の...

## 第二、審査及び許可承認

前者...の申請書は、「海外投資連絡会」に

...審査...「海外投資連絡会」は、海外投資

...の...一時的方針...及至...方針...統一

...の...方針...統一



と同日に次官會議申合せに基いて設置せられたり

ること。大蔵省、通商省、外務省、日本銀行等々は、

案件に依りて關係官方や機關の職員が出席し

用いられる。

外務令は次の第二條に基いて、許可の基準を定む

ること。それは以下の如し。1. 直接又は間接に口外債收

入の改善に資するに認められたる場合 2. 口外債借

入の復興に悪影響を及ぼすおそれありと認められた

る場合 3. 資本の逃避を其他法令の制限を免れ

たる目的を以て行はれると認められたる場合 4. 当該

行が又は取引に伴つて必要と認めらるる外債資金が

外口外債子算に計上せられたる場合 5. その他

外貨資金の状況に照し、不通を認めらるる場

合、その番号に該当するものは許可せしむべき

なり旨を規定して置く。

但し、前項の請求に基いて在籍大元の許可又

は承認せざる場合は改定外に何等の命令も

は与らざる許可を要するに付す。